

BEPS にかかわる個別トピック

実効税率の多寡

～中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点～

February 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ケ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS にかかわる個別トピック： 実効税率の多寡

今回は実効税率のお話です。

このコーナーでも何度か触れているように、日本の多くの企業は、良い意味でも悪い意味でも、税に対する意識が高く、タックスプランニングを採用している企業は少ないものといえ、税負担を極限まで抑えようとする多くの欧米企業と比較して企業の税負担率は高いものといわれています。

この際、税負担の多寡の指標として引合いに出されるのが、企業の実効税率といわれるものです。以下では、この実効税率について解説したいと思います。

実効税率とは

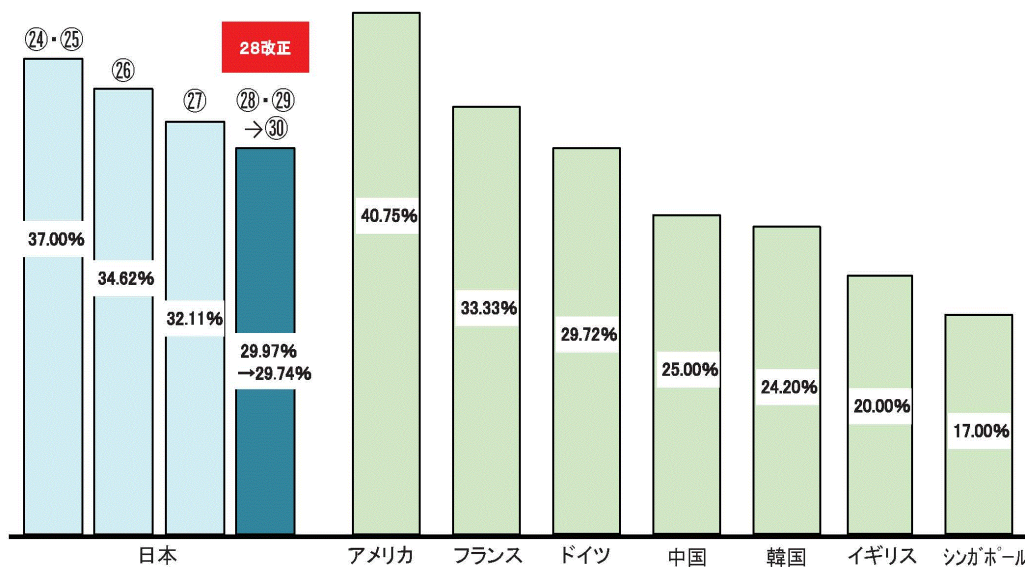
実効税率という言葉は、税法上明記された税率である表面税率に相対して用いられる概念ですが、厳密には、その使用される文脈によりその意義が異なるものが含まれています。

例えば、一般に使用される実効税率という用語については、いわゆる法定実効税率を意味する場合が多く、この場合には、法人所得に課される国税・地方税の税率を足し合わせたものであり、法人税や住民税、事業税の表面税率をもとに算出される税率を意味します。

これは、地方税が法人税の計算上損金に算入されることから、国税と地方税を単純合算した数値とは異なることから、表面税率と区分して使用されるものです。

国毎の実効税率

多くの国において、国税と地方税が区分して設けられていることから、この法定実効税率が、各国毎に国税と地方税をあわせた実際の税負担を示す指標となっており、この法定実効税率を国毎に比較した場合には以下のようになっています。ここでは、中国のように表面税率と法定実効税率が同様の税制を有する国家もあります。



(出典:財務省ウェブサイト)

以上に見られるように、法定実効税率だけを見た場合には欧米の税率は高く、世界的に見ても日本の税率は決して高い税率であるとは言えないものとなってきていることが分かります。

企業の実効税率

このように実効税率とは、何らかの差異を原因として、実際の税負担が表面税率により計算されたものと異なる場合の実際の税額とその基準となる利益との割合をいうものといえます。

ここで、いわゆる企業の実効税率とは、財務諸表上の税引前利益と法人税の割合をいい、ここでの差異には、会計上の利益と税務上の利益の差異のうちの永久差異の部分が該当することになります。

つまり、会計上計算された税引前利益と、会計上の利益に税務上の観点から永久差異についてのみ調整を行った永

久差異調整後利益を基に上述の法定実効税率を乗じた法人税額との割合が、企業の実効税率と呼ばれるものになります。

従って、企業の実効税率とは、実際に企業が支払う税金と会計上の利益の割合をいうものではないこと注意を要します。

これは、税効果会計の適用を前提として、一時差異に基づく税額負担については、繰延税金資産または繰延税金負債として計上され、損益計算書上の税額には影響を与えないことを原因とするものであり、従って、一時差異にかかわる税負担が仮にどれだけ重かったとしてもいわゆる企業の実効税率には何ら影響を与えないものとして表示されることになります。

以上のことは、冒頭で述べたようなタックスプランニングの効率性については、企業の実効税率（厳密には法定実効税率と企業の実効税率との乖離度合い）及び繰延税金負債計上額（及び繰延税金資産計上額）の多寡により判断されるものといえます。

また、ここでも、一般に、欧米企業においては繰延税金負債の計上が多く、日本企業においては繰延税金資産の計上が多いといわれ、企業の実効税率の多寡に加え、全体での比較を行うことが望ましいといえます。

また、話がややこしくなりますが、法定実効税率は国によって異なることから、多国籍企業の連結財務諸表においては、そもそもその法定実効税率が何パーセントであるかについては別途認識する必要があることになります。

企業の実効税率はこれほど低い

以上の内容を前提に現実の企業の実効税率を見てみると以下のようになっています。

ここでは、確かに世界を代表する米国企業の実効税率が低いことが分かります。ここでは、税率の極めて低いまたは優遇税制の極めて豊富な国々において相対的に多額の利益を計上しなければ、これだけの実効税率低減を達成することは難しいものといえます。

さらに、上述の繰延税金負債計上という手法を加えた場合には、その下に示される日本の多くの企業との税負担率については、一目瞭然といわざるを得ません。

米国 IT 企業 2013 年度			日本自動車産業企業 2013 年度		
会社	法定実効税率	実効税率 (実際負担率)	会社	法定実効税率	実効税率 (実際負担率)
A 社	35%	15.7%	D 社	38%	39.3%
B 社	35%	26.2%	E 社	38%	25.5%
C 社	35%	19.2%	F 社	38%	36.6%

（出典:米国、日本年度報告書（有価証券報告書）より引用作成）

BEPS 行動計画 11 で指摘される内容

BEPS では、多国籍企業による国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避行動について、その具体的把握についての議論を行っており、この指標として企業の実効税率が分析されています。

ここでは、BEPS の問題が現実社会全体で発生していること、BEPS 行動計画の実施内容が社会全体において有効に機能しているのかについての把握が目的とされています。

BEPS 行動計画 11 においては、このような本質的な問いかけについて、明確な回答とはいかないまでも、現時点

における考え方が示されており、企業の実効税率との関連からは以下の指標があげられています。

①高課税国の多国籍企業関連者の利益率との比較における低課税国の多国籍企業関連者の利益率の比較

多国籍企業においては低課税国高利益率関連者への所得分配が **45%**であるのに対して高課税国低利益率関連者に対する所得分配は **7%**にとどまっています。

②グループ全体の利益率との比較における低課税国の多国籍企業関連者の利益率の比較

低課税国に所在する多国籍企業関連者の利益率は、そのグループ全体の平均利益率の **2 倍**であると報告されており、これら内容は、連結ベースでの法定実効税率を効率的に低減させる効果を有しており、上述の海外差を大きくすることに貢献しているものといえます。

③グループ全体の利益率との比較における低課税国の多国籍企業関連者の利益率の比較

大規模多国籍企業の実効税率は国内事業だけを行う類似企業より、**4~8.5%**低いものと報告されており、これについては、企業の実効税率を法定実効税率から効率的に低減させる効果を有しているものといえます。

それでは企業の連結ベースでの法定実効税率を低減させること、または、実効税率をさらに低減させることにはどのような問題があるのでしょうか。

この問題については、まさに、英国議会決算委員会におけるマーガレット・ホッジ委員長（当時）による **“We are not accusing you of being illegal, we are accusing you of being immoral.（我々はあなた方に対して、違法な行為を行っているものとして責めているではなく、あなた方の非道徳的行動について責めているのである。）”** という発言を引合いに出すことが適当といえるでしょう。

これはもちろん非難のための発言といえますが、それと同時に裏を返せば、何ら問題とされる行為は行っていないということを意味しているともいえます。

従って、**BEPS** 行為自体に問題があるとはいえないとはいえ、その本質的問題はむしろ、今までのシステムが急速に瓦解していくことにあるといえます。

これは主にこれまでの税収指標の瓦解とイコールフットィングの欠如にあるといえます。税収指標の瓦解とは、これまで経済発展の指標となってきた企業の発展（利益計上）が国家の税収と何ら関係を有さなくなる可能性があり、現実には、世界の多くの国が投資誘致目的で法人税率の引き下げ競争に近い状況を呈している中で、法定税率の低減は直接的な意味を有さず、かつ、企業誘致にも税収確保にも何ら確かな基礎を有さないことになるといえます。

さらに、これらの企業の規模及び影響力が極めて大きく、今後ますます多くの企業が同様の行動様式を取ることで予想されるからです。なぜならば、一部の企業だけが税負担を回避することは、課税の根本原則である課税の公平性を大きく損なうものであり、社会における適正な競争が阻害されるとともに、税システムに対する信頼が大きく揺らぐことになりかねません。

さらに、これらの税負担回避の当事者が、世界的影響力を有する巨大多国籍企業ばかりであった場合には、社会的不満が高まることも考えられ、従来の納税者からの徴税についても困難となる可能性があります。

中国企業における実効税率

下の表に見られるように中国企業の税負担率は米国企業とほぼ同水準にあるといえます。但し、上述の通り、現実には米国企業の法定実効税率が **35%**であり、中国の法定実効税率に比較して **10%**程高いことや、これらの企業に対する中国国内本土における優遇税制の適用、さらには、中国企業においては繰延税資産及び負債がほぼ計上されていないこと等を考慮に入れた場合には、中国企業のタックスプランニングの効率性

は米国企業ほど高いものではないとも考えられます。

中国電気製品企業 2015 年度		
会社	法定実効税率	実効税率 (実際負担率)
G 社	25%	13.8%
H 社	25%	15.1%
I 社	25%	15.1%

出典:中国、香港年度報告書（有価証券報告書）より引用作成

日本企業の実効税率

上の表に示されているように、日本企業の実効税率は連結ベースでの法定実効税率という意味においても、さらに、この法定実効税率と実際の実効税率の比較という意味においても、両方の意味で高いものといえるでしょう。

これには日本人の文化的要素や株主の発言権が比較的弱いこと、国際税務にかかわる歴史の浅さ等様々な要因があると考えられますが、結果的には、現金支出を伴う税負担が大きいことに基づく企業価値の毀損や、国際的な競争力の阻害要因となっていることは事実であると考えられます。

上述の通り、今後はますます多くの企業が税負担低減に向けたタックスプランニングを導入していくものと予想され、さらに、それによる税負担減少の余地は他国企業と比べて大きいといえ、それに対応して日本の税収が減少するものと考えられることから、これをどのように食い止めるかについて、他の欧米諸国よりも逼迫した問題であるとも捉えられます。

日本として一番望ましいと考える方策は、**BEPS** 対応を進めることにより、自国の課税権を確保するだけでなく、他国企業のそれぞれの国における税負担を増加させることにより、日本企業の税負担におけるディスアドバンテージを解消させることといえます。

最後に、ソクラテスの弟子にして、アリストテレスの師に当たる古代ギリシアの偉大な哲学者であるプラトン（英語名: Plato）が約 2,400 年前に述べた言葉を紹介します。

“Where there is an income tax, the just man will pay more and the unjust less on the same amount of income.” — Plato

この言葉は、IRS（米国内国歳入庁）のウェブサイトに掲載されているものですが、今まさに、数千年の時を経て、世界各国はこの問題に取り組もうとしているといえるでしょう。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn